

山梨県循環器病対策推進計画策定協議会開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本県の循環器病対策推進計画策定の参考とするため、有識者等から幅広く意見聴取することを目的として開催する山梨県循環器病対策推進計画策定協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- 一 循環器病対策推進計画の案に関する事項
- 二 その他必要な事項

(構成員)

第3条 協議会は、意見を求める事項に関して知識または経験を有する者のうち、別表に掲げる分野から福祉保健部健康増進課長（以下「課長」という。）が依頼する委員をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、課長が招集する。

- 2 協議会に座長を置き、課長がこれを指名する。
- 3 座長は、会議を進行する。
- 4 座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。
- 5 課長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、福祉保健部健康増進課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、課長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年3月18日から施行する。

山梨県循環器病対策推進計画策定協議会開催要綱 別表

分 野
循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者
救急業務に従事するもの
循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者
学識経験のある者